

あけまして
おめでと
うござい
ます



税務 かわら 版



編集 発行人

F&Mパートナーズ税理士法人

〒564-0063
吹田市江坂町1-14-33
TCSビル6F
TEL 06 (6339) 1838
FAX 06 (6339) 4945

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 2日・振替休日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31

ワンポイント 宿泊税

ホテルや旅館の宿泊者に課税する法定外目的税。大阪府ではこの1月から1人1泊の宿泊料金に対して、1万円以上1万5千円未満100円、1万5千円以上2万円未満200円、2万円以上300円の税率の宿泊税を導入します。1万円未満は免税。東京都はすでに平成14年10月に税率2段階の宿泊税を導入しています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

～マイナンバー適用開始～
1月固有業務のポイント

**各種法定調書と
償却資産申告書の
作成**

毎年一月になると、源泉徴収票や各種支払調書の作成・交付・税務署への提出、給与支払報告書、償却資産申告書の各市町村への送付等、他の月にはない業務が多くなります。

加えて本年からマイナンバーの記載が始まるため実務処理の負担も増え、様式のサイズが変更されたものもあります。そこで、これら一月固有の業務のポイントについて整理してみます。

I 法定調書

法定調書には多くの種類がありますが、そのうち一般的なものについてポイントを整理すると次のようになります。これらは、一月末までに所轄税務署長に提出する必要があります。

1 給与所得の源泉徴収票

【税務署提出を要する範囲】

下表のとおりです。

「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」は、提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、一月末日までにそれぞれの受給者に交付することになっていきます。なお、受給者交付用へのマイナンバー記載はしません。

また、給与支払報告書と同時に作成できるように、四枚又は三枚複写となっています。

2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

【税務署提出を要する範囲】

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲は、平成二十八年中に支払が確定した退職手当等の受給者が、法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）であった者です。

なお、「退職所得の源泉徴収票」は、提出範囲にかかわらず、退職後一か月以内にすべての受給

者に交付することになっています。

3 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

【税務署提出を要する範囲】

平成二十八年中に講演料や外交員報酬など所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に提出します。

4 不動産の使用料等の支払調書

(1) 提出義務者

平成二十八年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶・航空機の借受けの対価等を支払った法



【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

	受給者の区分	提出範囲
年末調整をした者	(1)法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても平成28年中に役員であった者	平成28年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2)弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	平成28年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの
	(3)上記(1)及び(2)以外の者	平成28年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかった者	(4)「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ平成28年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成28年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者 ロ平成28年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者
	(5)「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	全部 平成28年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

私は今年の四月で満六四歳になります。随分と歳を取りました。昭和五十八年に税理士登録をし、昭和六十三年から税理士業をはじめました。ちょうど創業三十年を迎えています。三十年間と言う長い間、大過なく税理士業が出来たことは、顧問様の暖かいご指導ご鞭撻があったからで、私一人の力で到底できたものではありません。創業以来お付き合いただいている顧問先様も数件は今もお付き合いさせていただいています。お互いに歳を重ねたことで戦友のような間柄になっています。

さて、一般的には六〇歳を迎えると定年退職になり、残された時間を悠々自適に過ごすわけですが、私はまだまだやり残したことがあります、ここで税理士業を辞めるつもりはありません。老害と言われて顧問先様や従業員から必要とされなくなってきたきは潔くこの事業を後進に譲ることにいたします。

従いまして当分の間は顧問先様のご事業の発展に寄与すべく頑張る所存でございます。皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

税理士 大野輝人

相続税申告書への被相続人のマイナンバーの記載が不要に

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、平成28年1月1日以降に相続等(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む)により取得する財産に係る相続税の申告書には、被相続人のマイナンバーを記載する必要がりましたが、平成28年10月以降に提出する相続税申告書より、被相続人のマイナンバーの記載が不要となりました。

故人からは相続開始後に個人番号の提供を受けることができないため、相続税申告書に被相続人の個人番号を記載するには、相続開始前に、相続税の申告のために、あらかじめ個人番号の提供を受けておくことが必要でした。しかし、親族間であっても抵抗があったり、困難である、という趣旨の意見があったようです。そのような意見を踏まえ、相続税申告書への被相続人の個人番号の記載を不要とする見直しが行われました。

扶養親族の所属の変更

例えば、夫が長男を扶養親族とする「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し年末調整を行い、妻が扶養親族の記載をせずに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し年末調整を行

する者(夫)全員が、その所属の変更を記載した「確定申告書」を提出すれば、扶養親族の所属の変更は認められます。

なお、この場合の申告書には、「修正申告書」及び「更正の請求書」は含まれませんので、いずれかの居住者がいったん確定申告書を出している場合には、扶養親族の所属の変更はできません(妻)及び減少させようとする方法があります。

扶養親族を増加させようとする者(妻)及び減少させようとする方法があります。